平成２３年（フ）第３１４号
福井市江端町第12号21番地59
債務者　小寺　　舞
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目８番18号
債務者　和田真優子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
福井市四十谷町第３号43番地21
債務者　立壁小百合
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
福井県大野市新町１番13号
債務者　安川　　修
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
福井県大野市新町１番13号
債務者　安川みどり
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
福井市三ツ屋２丁目101番地、旧住所福井市三郎丸２丁目108番地　ヴィラα―201号
債務者　岡村　京子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
福井市河増町第９号４番地１、旧住所福井県鯖江市小泉町第26号47番地
債務者　加藤　英晴
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
福井市松本２丁目38番14号
債務者　北畑なみ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福井県三方郡美浜町新庄第116号９番地の１
債務者　菅原美登里
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３６７号
山梨県甲府市国母５丁目14番12号
債務者　赤池容喜子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
山梨県甲府市住吉２丁目１番20号　レジデンスひろ208
債務者　菊島　　朗
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
山梨県甲府市中小河原町673番地マンショントータス206号
債務者　切刀　広文
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
山梨県中巨摩郡昭和町西条229番地　アーバンビレッジ西条132
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
長野県松本市宮田32番２号　フォーブルやまと101
債務者　三浦　恵里
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２１９号
長野県松本市蟻ケ崎５丁目３番32号
債務者　瀧野　康夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所松本支部